

## 生駒市条例第9号

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月生駒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第21条中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和4年2月分及び3月分の給与の特例）

- 4 保育所又は幼稚園で勤務している、令和4年2月分及び3月分のフルタイム会計年度任用職員の給料月額及びパートタイム会計年度任用職員の報酬の基準月額は、第3条、第3条の3及び第15条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に100分の103を乗じて得た額とする。

別表第4一般行政職の部保育園調理員の項及び保育園用務員の項中「1級5号給から1級17号給まで」を「1級6号給から1級18号給まで」に改め、同表福祉・医療職の部保育補助員の項中「1級8号給から1級16号給まで」を「1級9号給から1級19号給まで」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 21 条の改正規定及び附則に 1 項を加える改正規定 公布の日

(2) 別表第 4 一般行政職の部保育園調理員の項及び保育園用務員の項の改正規定並びに同表福祉・医療職の部保育補助員の項の改正規定 令和 4 年 4 月 1 日

2 改正後の附則第 4 項の規定は、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与は、改正後の条例の規定による会計年度任用職員の給与の内払とみなす。